

平成 28 年 6 月 8 日

利用者各位

博多港コンテナターミナル
オペレーター会



SOLAS 条約改正に伴うコンテナ重量の伝達に関して

平素よりターミナル運営に格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

この度、SOLAS 条約（海上人命安全条約）附属書第 6 章の改正により、荷送人が自らまたは第三者に依頼してコンテナ総重量を確定、申告させる事が義務づけられました。これにより 2016 年 7 月 1 日以降に船積みされるコンテナにつき、条約に定められた方法にて計量・証明されたコンテナ総重量を、船積み前に運航船社又はコンテナターミナルへ伝達する必要があります。

その伝達手段として、当ターミナルと致しましてはこれまで同様、コンテナ搬入票を利用するものと致します。

搬入票に記載された署名者が、コンテナ総重量につき、適切な方法により確定されたことを含め、搬入票記載の内容が正確であることを保障しているものとし、ターミナルは搬入票にコンテナ総重量の記載並びに署名があることを確認することをもって、コンテナ総重量の確認を行うことと致します。

利用者各位におかれましては、7 月 1 日以降に船積みされるコンテナを搬入する際、搬入票のコンテナ総重量欄に、必ず、改正 SOLAS 条約で規定された方法により確定したコンテナ総重量をご記載の上、ご署名下さい。

また法令順守の観点から、SOLAS 条約に反するものと判断せざるを得ないコンテナにつきましては、搬入をお断りする事がございます。

【参考情報】

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について/国土交通省

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

【添付】コンテナ貨物搬入票（例）

敬具

コンテナ貨物搬入票(例)

扱船社名	HYUNDAI MERCHANT MARINE CO., LTD.									
本船名 (Voy. No.)	MITSUI MARU (123E)									
コンテナ番号	MESU1234567	コンテナ種類	サイズ	40			96			
Booking番号	BOOK1234567		タイプ	DR						
シール番号	SEAL1111111		貨物の種類 (cm)	OH	OWL	OWR	OLF	OLA		
総重量 (TAREウェイトを含む)	(*1) 12,000	危険品の分類 (Classification)	IMCO			UN				
TAREウェイト	3800									
陸揚港	PUSAN (BUSAN)		冷凍温度				°C	°F		
最終目的地	NEW YORK. NY.									
陸揚港サービス	CY or DOOR	CFS	通風孔							
荷主名			通関	済			未			
扱い海貨業者名			本搬入票記載のコンテナ総重量(*1)は、SOLAS条約に基づき届出荷送人または登録確定事業者が確定させた重量であり他項目を含め、全て正確な内容であることを保証致します。							
会社名:			平成 年 月 日							
所属:										
電話:										
(備考)										
			搬入日時							
			作業番号	1234A						

<注意事項>

本票の誤記・記入もれは正常なる輸送を阻害しますので入力済みの項目も含めて必ずご確認下さい。誤記・記入もれにより発生する損害・費用・罰金等は全て本票作成者が負担し、船社(含むターミナル)は責任を負いませんので予めご承知おき願います。